

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊出雲駐屯地
第356会計隊出雲派遣隊長 中村 亮

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号	調達要求番号	物品番号	仕様書番号				
6QQQ1TA00090	6RLZ1CM0002 0001						
品名 または 件名							
空気環境測定							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
予定数量	単位	銘 柄	使用期限等	グループ	指定	検査	包装
6.00	EA						
納地または工事場所				引渡場所			
出雲駐業（衛生科）				出雲駐屯地業務隊			
搬入場所				納期または工期			
衛生科 加藤准尉（334）				令和8年4月1日（水）～令和9年3月31日（水）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること
全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

陸上自衛隊 出雲駐屯地 会計隊事務室

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：実施しない
入札日時場所：令和8年3月23日（月）10時30分 会計隊入札室

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：単価 契約方式：一般競争

7 注意事項

別紙のとおり

1 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

次の各項目のすべての条件を満たす者

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和7・8・9年度競争参加資格（全省庁統一資格）「**役務の提供等**」**D等級以上**及び中国地域の競争参加資格を有する者。
- (4) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者については、競争参加を認めない。
- (5) 入札後、契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。
- (6) 入札心得に定める「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約を行わない者の競争参加を認めない。
- (7) 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。（協力者を含む。）
- (8) 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中のものでないこと。
- (9) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のあるものであつて、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- (10) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。

2 保証金等

- (1) 入札保証金及び契約保証金：免除
- (2) 違約金：落札者が「入札及び契約心得」に従つて契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札価格の100分の5に相当する金額を違約金として徴収し、契約者が契約を履行しない場合は、**契約金額の100分の10以上**の金額を違約金として徴収する。

3 入札方法

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含まない金額（外税）を記入すること。

4 落札決定方法

単価決定

- (1) 入札金額が当隊所定の予定価格の範囲内の最低価格の入札書を落札者とする。ただし、当該応札価格が予算決算及び会計令第85条の規定により契約内容に適した履行がなされないおそれがあると認められる場合の基準を下回った場合は、落札を保留し、必要な調査の上決定する。この場合、全ての応札者は官側が行う調査に協力するものとする。
- (2) 落札者となるべき最低価格入札が2名以上ある場合は抽選により落札者を決定する。
- (3) 落札決定にあつては、入札書に記載された金額に、当該金額の10%（軽減税率対象品目8%）に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする）をもって落札（決定）金額とするので、入札者は消費税、地方消費税の課税事業者、免税事業者であることに拘わらず入札書には、見積もつた金額の110分の100（軽減税率対象品目については108分の100）を記載すること。

5 適用する基本条項及び契約書の作成

- (1) 駐屯地用標準契約の役務請負契約条項、談合等の不正行為に関する特約条項、暴力団排除に関する特約条項及び単価契約に関する特約条項とする。
- (2) 契約書は作成する。

6 入札の無効

- (1) 第1項に示す競争に参加する者に必要な資格のない者が行った入札
- (2) 入札に関する条項に違反した入札
- (3) 入札金額、入札者氏名及び押印が判明し難い入札
- (4) 入札者等が実施した「暴力団排除に関する誓約事項」に基づく誓約に虚偽があつた場合の入札
- (5) 競争入札開始時刻に遅れた者の入札

7 その他

- (1) 電報・電話・FAXによる入札は、認めない。
- (2) 代理人による入札については、委任状を提出すること。
- (3) 郵便による入札の場合は入札日前日17時までに必着となるよう発送すること。なお、郵送する際は、**封緘後の封緘印の処置を実施**し、事前に連絡をするとともに、便着の確認を電話にて行うこと。また、入札金額が同額による場合は当該入札に関係の無い職員により抽選を実施し、再度の入札となった場合は別途連絡をする。
- (4) 入札へ参加を希望する者は**入札参加有無（申込票）**及び**資格審査結果通知書の写し**を参加意思表示後**速やかに提出**すること。（FAX・メール可）
- (5) 市場価格調査依頼についてはご協力をお願いします。
期限：令和8年3月18日（水） 17時00分（メール、FAX可）
- (6) 問い合わせ及び連絡先

ア 入札及び契約に関する事項

〒693-0052 島根県出雲市松寄下町1142-1
陸上自衛隊出雲駐屯地 第356会計隊出雲派遣隊 契約班 担当：中村
TEL0853-21-1045 内線(345) FAX0853-21-5975
メール ma357fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

イ 仕様内容に関する事項

〒693-0052 島根県出雲市松寄下町1142-1
陸上自衛隊出雲駐屯地 業務隊衛生科 担当：加藤
TEL0853-21-1045 内線(334)

本公告は、陸上自衛隊出雲駐屯地 第356会計隊出雲派遣隊
陸上自衛隊中部方面隊ホームページ <https://www.mod.go.jp/gsdf/mae/mafin> に掲示している。

入札参加申込書 (出雲駐屯地)

下記の入札に参加します。

入札件名	空気環境測定		
入札日時	令和8年3月23日(月)	10:30	
市価調査書提出期限	令和8年3月18日(水)	17:00	
落札決定方式	単価		
会社名		担当者名	
連絡先	TEL		
	FAX		
	メールアドレス		
入札の方法 (いずれかに○)	当日(立会) ・ 事前(郵送又は持込)		

※必ず防衛省資格決定通知書(写)を添えてFAX又はメールしてください。

TEL番号:0853-21-1045(内線345 中村宛)

FAX番号:0853-21-5975

メールアドレス: ma357fin-ma@inet.gsdf.mod.go.jp

令和 年 月 日

委任状

受任者

営業所名

役職

氏名

電話番号

私は上記の者を代理人と定め、下記（業務）について、次の権限を委任します。

記

案件名（業務の名称）：空気環境測定

委任事項

- 1 入札及び見積について
- 2 契約締結について
- 3 契約履行について
- 4 代金の請求及び受領について
- 5 その他上記（業務）に関する一切の件

委任者

住所

商号又は名称

役職

代表者氏名

代表者電話番号

担当者氏名

担当者電話番号

分任契約担当官

陸上自衛隊出雲駐屯地

第356会計隊出雲派遣隊長 殿

分任資金前渡官吏

陸上自衛隊米子駐屯地

第356会計隊長 殿

仕 様 書		
空気環境測定 (建築物環境衛生管理)	仕 様 書 番 号	衛-2
	調 達 要 求 番 号	6RLZ1CM0002
	作 成 年 月 日	令和8年3月5日
	作 成 部 隊	出雲駐屯地業務隊衛生科

1 総 則

この仕様書は、空気環境測定（建築物環境衛生管理）について規定する。

2 対象建築物

陸上自衛隊出雲駐屯地
島根県出雲市松寄下町1142-1
88号庁舎（延べ面積4,055㎡）

3 履行期間

令和8年4月1日～令和9年3月31日

4 測定項目及び方法

「建築物環境衛生管理基準」に基づく。

5 測定結果

測定終了後14日以内に官側に対し、建築物環境衛生管理報告書にて提出する。

6 特記事項

(1) 実施時期

年6回（奇数月）に実施を基準とするも、細部については官側と事前協議を行うものとする。

(2) 測定機器及び消耗品等

測定に必要な器材及び消耗品等については、請負者の負担とする。

(3) 保 全

請負者は、本役務の実施によって知りえた内容に関しては、官側の許可なく漏洩してはならない。

7 その他

不明な事項、提出書類等疑義が生じた場合は、その都度官側と調整し、指示に従うものとする。